

別紙2

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定にのっとり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者等への周知)

第3条 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4条 受注者は、個人情報の適正な管理を行うため、個人情報管理責任者を定め、この契約による事務に係る個人情報の改ざん、き損、漏えい及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾がある場合を除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(文書等の返還等)

第9条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された文書等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が特に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。